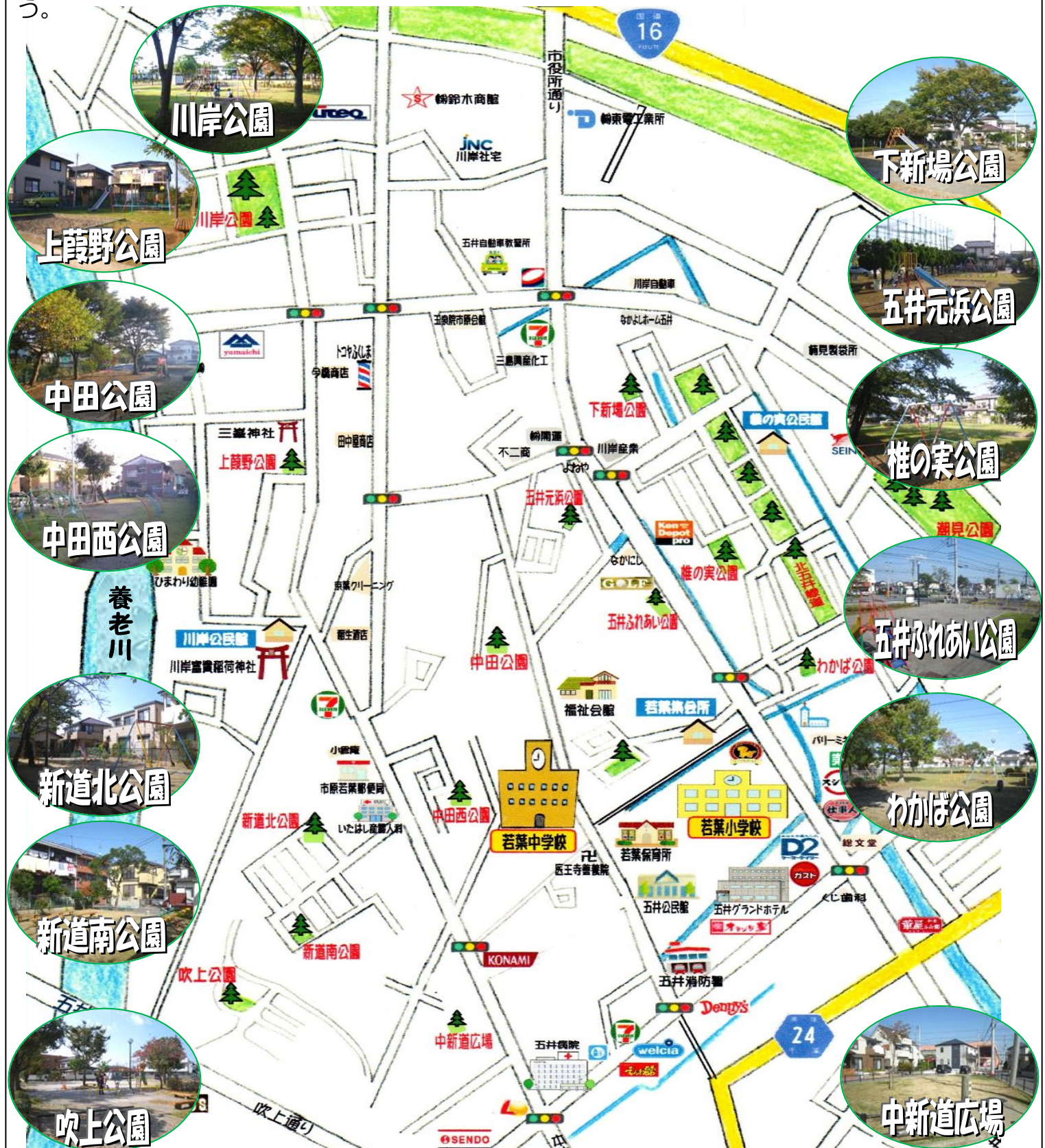








# 皆さんは自転車に正しく乗っていますか???



警視庁が定めた自転車安全利用五則を紹介します

## 1. 自転車は、車道が原則 歩道は例外

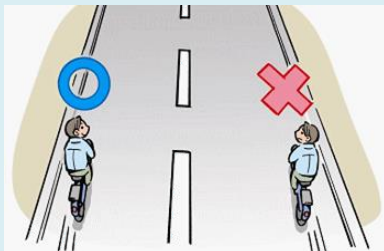
子ども（13歳未満）が自転車に乗るときは、歩道を走ることができます  
※大人（13歳以上）が自転車で歩道を通れるのは、標識などがある場合と車道を通るのが危険な場合です  
ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子どもと同じように歩道を通ることができます



## 2. 車道は左側を通行

自転車は軽車両 だから左側通行

## 4. 安全ルールを守る



## 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



## 5. 子どもはヘルメットを着用



スピードの出し過ぎや飛び出し、ひったくりには十分注意しましょう



正しい運転を心掛けましょう

なくそう！子ども達の交通事故！！

～自分、そして他の人を守るために～

子ども達は、保護者の目の届かないところで、どのような行動をとっているのでしょうか。

この機会に、子どもの行動やその範囲を確認してみましょう。

自転車での子どもの事故は、交差点での安全確認が不十分なことや一時停止しなかったことが原因になっています。歩道では、車道寄りをゆっくり進みましょう。交通ルールを守りましょう。 警視庁HP抜粋